

条例とは

1 条例とは

- ・ 条例は、地方自治体の議会の議決によって制定される「自治立法」である。

(根拠)

- ・ 憲法第94条

「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる」

- ・ 地方自治法第14条第1項

普通地方公共団体は、法令に反しない限りにおいて第2条第2項の事務（地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの）に関し、条例を制定することができる」

- ・ 地方自治法第14条第2項

普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

2 条例を制定する動機

○地方自治法やその他の法律により制定を要するとされている条例

①住民などの権利・義務・規制に関する条例

(例) 情報公開条例

②地方自治体の重要な組織に関する条例

(例) 副市長の定数を定める条例, 職員定数条例, 事務分掌条例

③住民の負担の根拠を定める条例

(例) 手数料条例

④公の施設の設置や管理に関する条例

(例) 図書館条例

○必ずしも条例の制定は必要ではないが、政策の内容を明確にし、議会の議決を経て地方自治体の意思とするために制定される条例

⑤任意条例

(例) 市民参加推進条例

(出典) 議員が提案する政策条例のポイント 牧瀬 稔
※一部、政策調整課で加筆

【参考】

地方自治法…第1条 この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。